

# 教育・保育給付認定に係る個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

東海村福祉部子育て支援課

## 1 教育・保育給付認定に係る個人番号の記載について

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成28年1月より支給認定に係る手続きの際、個人番号の記載が必要となりました。制度の主旨を御理解いただき、個人番号の記載に御協力をお願いいたします。

## 2 本人確認について

個人番号を記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するために、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

**※番号確認のための書類は記載者全員分、身元確認のための書類は申請書持参者分が必要です。下記の書類を各園までお持ちください。**

### 【持参書類例】

| 番号確認（父・母・児童）                      | 身元確認（申請書持参者）   |
|-----------------------------------|--|
| ・マイナンバーカード（番号確認・身元確認ともに可）         |  |
| ・通知カード<br>・個人番号が記載された住民票の写し<br>など | ●顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）<br>・運転免許証<br>・パスポート（有効期限内）<br>・住民基本台帳カード（写真付き）<br>・外国人登録証（在留カード）<br>など<br><br>●身分証明書（以下の書類から2点）<br>・公的医療保険の被保険者証<br>・年金手帳<br>・その他の官公署発行で「氏名」＋「生年月日または住所」が記載されているもの<br>など |

## 3 代理人が申請する場合

代理人（祖父母等）が申請（持参）する場合、以下の書類が必要です。

- ①申請者本人が作成した委任状
- ②代理人の身分証明書（運転免許証など）
- ③申請者本人の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど）※写しも可